

**提出期限**

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
  - (2) 婚姻が取り消された日
  - (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続き法律婚期間を有する場合を除く。）
- ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

**請求書に添えなければならない書類**

- ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類
  - ・個人番号を記入したとき  
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
  - ①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
  - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
  - ・基礎年金番号を記入したとき  
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3

※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。  
 ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。  
 ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。
- 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
  - ・戸籍の謄本
  - ・当事者それぞれの戸籍の抄本
  - ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

※ 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。
- 請求日前1か月以内に作成された当事者（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（請求書に個人番号を記入することで省略できます（海外居住者等を除く）。また、2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
- 当事者の一方が死亡した場合（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
- 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）
  - ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
    - ・公正証書の謄本もしくは抄録謄本、または公証人の認証を受けた私署証書
    - ・当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類（当事者双方（それぞれ代理人可）が年金事務所に直接書類等を持参して請求する場合に限る。）
  - ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき  
審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書 / 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本

※ 当事者の状況や請求方法（当事者等が書類を持参して請求する場合）によって添付書類が異なる場合があります。添付書類の詳細については年金事務所にお問い合わせください。

**その他**

- 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
- お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
- 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
- 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
- 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>



受付登録コード				
1	7	8	2	1
届書コード		処理区分		
7	8	2	1	

**標準報酬改定請求書  
（離婚時の年金分割の請求書）**



◆ 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。

<b>1. 合意分割</b>	<b>2. 3号分割のみ</b>
----------------	------------------

合意分割…当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。  
3号分割…国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

◆ 太枠  の中に必要事項をご記入ください。（2ページ目以降もご記入ください。）

		請求者				配偶者であった方 *当事者一方のみによる請求の場合においてもご記入ください。			
<b>① 基本情報</b>	(1) 個人番号 ※1 〔または基礎年金番号〕	①				③			
	(2) 生年月日	②				④			
	(3) 氏名	(フリガナ) (氏)				(フリガナ) (氏)			
	(4) 住所	郵便番号				郵便番号			
	(5) 電話番号	—				—			
<b>改定者区分 (職員記入欄)</b>		⑥ 1. 第一号改定者 3. 被扶養配偶者				⑧ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者			

※1 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

<b>② 婚姻期間等</b>	(1) 法律婚期間 〔事実婚期間のみの場合は記入不要です。〕	婚姻した日	⑩ 昭和・平成・令和				年	月	日		
		離婚した日または婚姻が取り消された日	⑪ 令和				年	月	日		
	(2) 事実婚期間 〔婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚関係）にある期間〕	事実婚期間の有無 (右欄の該当する数字を丸で囲んでください。)	1. 事実婚期間を有しない。⇒ ③欄（裏面）へ進む 2. 事実婚期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する 3. 事実婚期間と事実婚期間から引き続き法律婚期間を有する。⇒ ア・ウを記入する								
		ア 事実婚第3号被保険者期間の初日	⑩ 昭和・平成・令和				年	月	日		
	イ 事実婚関係が解消したと認められる日	⑪ 令和				年	月	日			
	ウ 事実婚第3号被保険者期間 ※2	昭和 平成 令和	年	月	日	から	昭和 平成 令和	年	月	日	まで
		昭和 平成 令和	年	月	日	から	昭和 平成 令和	年	月	日	まで
		昭和 平成 令和	年	月	日	から	昭和 平成 令和	年	月	日	まで

※2 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の「備考」欄にご記入ください。

年金事務所 決裁欄		
決裁	二次	一次



